



- 問題 1** ○ 自転車で踏切を通行する際は、踏切の直前（停止線があるときは停止線の直前）で停止し、安全を確認しましょう。また、踏切では、自転車から降りて押して歩きましょう。  
(道路交通法第33条、交通の方法に関する教則)
- 問題 2** ○ 自転車は、車道の左側を通行するのが原則です。ただし、自転車歩道通行可の標識がある場所や自転車の通行の安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ない場合は、歩道を通行することができます。自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。  
(道路交通法第63条の4)
- 問題 3** ✕ 人や車はもちろん、物にぶつかった時も警察に報告しなければなりません。  
(道路交通法第72条)
- 問題 4** ✕ 自転車のブレーキは左右でブレーキのかかるタイヤが異なります。(※右ブレーキは前のタイヤ、左ブレーキは後ろのタイヤにかかります。) そのため、両方のブレーキが正しくかからないといけません。左右どちらのブレーキも必ず点検しましょう。  
(道路交通法第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3)
- 問題 5** ✕ 道路交通法では、全ての年齢層に対して乗車用ヘルメットを着用する努力義務が課せられています。交通事故の被害を軽減するために大人もヘルメットを着用しましょう。  
(道路交通法 第63条の11)
- 問題 6** ✕ 横断歩道では、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれがないときを除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。  
(交通の方法に関する教則)
- 問題 7** ✕ 交差点やその付近で救急車等の緊急自動車が接近したときは、交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止しなければなりません。  
(道路交通法第40条)
- 問題 8** ✕ 自転車は車両の一種です。飲酒運転は道路交通法違反となり罰則の対象になります。お酒を飲んだらその量に関係なく、自転車を運転することはできません。  
(道路交通法第65条)
- 問題 9** ✕ 自転車に積載する荷物等の大きさや重さには制限があります。制限を超えると違反となるほか接触やふらつきにより事故につながる危険性があります。一般的な傘はこの制限を超えるため、違反となりますので、やめましょう。  
(道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条)
- 問題 10** ○ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通しましょう。  
(道路交通法第42条)

